条例の点検・見直しシート

| 赤例の点候・兄直しケート | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-------------------------------------|-----------------|---------------------|---|---|---|--|--|--|--|
| 作成 | | | | 1年月日 | | 平成24年6月29日 | | | | | |
| 条例の題名 | | 拡声機による暴騒音の規制に関する条例 | | 公 | 布 日 | 平成5年3月26日 | | | | | |
| 条例番号 | | 平成5年三重県条例第1号 | | 直近 | 改正日 | 平成17年10月21日 | | | | | |
| 所管部局課 | | 警察本部警備部警備第一課 電 | | 電 | 話 番 号 | | 059-222-0110(5716) | | | | |
| | の概要 | 地域の平穏を保持し、もってなかすような拡声機の使用を規 | けるため、県 で定めるも | 見民の日常生活を脅 5のである。 | 規制型 条例の 類型 | | | | | | |
| 視点 | | 項 | 目 | | 回答 | 検 討 | 内 容 | | | | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも 性を有している。 | | 妥当 | はい | 場果民の日常生活を脅かは継続的に行われてお は、公共の福祉の確保に使用を規制することは必の目的は、妥当性を有 | | | | | | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | | | が認 | はい | ある以上、地域の平穏 | 騒音が生ずる可能性が を保持し、公共の福祉 今後も公的な関与が必 | | | | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | | | ι۱ _° | はい | 条例の規定に基づいる。 を行っている。 | に、 違反行為の取締り等 | | | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | | | いな | はい | る条例と同様、県民の 拡声機の使用と規定し 公益性、必要性、緊急 強い拡声機の使用は おり過度な規制とはな 例の適用に当たっては | 性が高く公共的性格が 条例の適用除外として っていない。また、この条 、憲法に規定する基本 ・権利を不当に侵害しな | | | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で規定する余地はない。)。 | | | 等で | はい | 地方自治法第14条第2項及び第3項の規定に よ以 条例で定める必要がある。 | | | | | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | | | はい | 地方自治法第14条第2 | 項及び第3項 | | | | | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそ はない (近年の判例動向に適合している。) 。 | | | それ | はい | | 府県の類似条例におい ・違反とされた判例はな | | | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違 はない。 | | 違い | はい | 条例に規定された手続どおり執行している。 | | | | | | |
| 有効性 | 条例の目 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | | o | はい | 条例の目的に資するため、必要な規制を規 し、その規制の実効性を担保する規定を定 ており、整合が図られている。 | | | | | |
| | 条例の目 | 列の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | | | はい | | | | | | |
| | | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を ことはない。 | | | はい | | | | | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。 | | 障が | はい | | 規制に必要な事項を定 とした場合は、適正な規 | | | | | |

| ÷h | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | | | 条例 [・] 段を2 | で、規制 定めて る | 制に関して おり、廃止 | 一連の必要 すべき規定に | な事項手 |
|----------|---|--------------------------|----|---|----------------------|-----------------------|--------------------------------------|-------------------|
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | | | | | | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。 | | | 県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用 を規制することとしており、工場、事業所、建設 工事、自動車等の騒音を規制対象としている 騒音規制法とは規制対象が異なっており、重 複はない。 | | | | |
| 公平 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正であ る。 | | | 要最 | | 規制を行っ | 果を確保する っているもの ^っ | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | | | するな | とめに娘 | 必要な規制 | 公共の福祉 を行っている 果民に及ぶ | |
| 性 | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | | | るが | 地域の |)平穏を保 | :生じさせる : 持し 公共の !性は認めら | |
| その他 | 条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。 | | | | | | | |
| | 市町等力 | ら条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | | | | |
| 点検・見直し結果 | 改正・廃止の必要はない。 | 理 由 | 特 | 記 | 事 | 項 | 見直しに | 有効期限 |
| | | 現住の現底は、安計のい9~んでも周には、以上の必 | | | | | 関する規定の有無 | に関する 規定の有 無 |
| | | 要はない。 | | | | | 無 | 無 |